

○独立行政法人農畜産業振興機構契約監視 委員会設置運営要領

[平成 21 年 11 月 26 日付]

[21 農畜機第 3609 号]

改正 平成 25 年 10 月 1 日付 25 農畜機第 2690 号

平成 26 年 11 月 25 日付 26 農畜機第 3575 号

平成 28 年 3 月 31 日付 27 農畜機第 5928 号

平成 28 年 7 月 5 日付 28 農畜機第 1905 号

(目的)

第 1 条 競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行うため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、機構の監事及び公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約に関する手続等についての審査を適切に行うことができる学識経験・専門知識を有する者から理事長が委嘱する者（以下「委嘱する者」という。）2 名以上をもって構成する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。なお、委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委嘱する者の選任手続き)

第 3 条 機構は、委嘱する者を選任する場合、文書により事前に農林水産大臣に協議するものとする。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 調達等合理化計画の策定・改定及び機構による自己評価の際の点検を行うこと。
- 二 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているかについて審議すること。
- 三 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないかについて審議すること。
- 四 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか、一者応札・応募となっている案件について、一者応札・応募の改善方策が適切かについて審議すること。
- 五 第二号から前号までの審議後において、締結された契約についての改善状況をフォローアップすること。

(委員会の開催)

- 第5条 委員会は、原則として年1回以上、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が選任されるまでの間は、監事が召集する。
- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するにあたり、必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。
 - 3 委員会は非公開とする。
 - 4 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
 - 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の時は、委員長が決するものとする。

(委員の排斥)

第6条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

(理事長への報告)

第8条 委員会の審議結果については、速やかに理事長に報告する。

(事務)

第9条 委員会の庶務は、経理部経理課が行うものとする。

(公表)

第10条 理事長は、次に掲げる事項については、これを公表する。

- 1 委員の構成
- 2 審議に係る議事の概要

この要領は、平成21年11月26日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日付25農畜機第2690号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月25日付26農畜機第3575号)

この要領は、平成26年11月25日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日付27農畜機第5928号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月5日付28農畜機第1905号)

この要領は、平成28年7月5日から施行する。